

陳 情	受 理 番 号	71	受 理 年 月 日	令和4年6月7日	付 託 委員会	総 務
件 名	選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書について反対する陳情					

件 名 選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書について反対する陳情

[陳情の趣旨]

昨今、選択的夫婦別姓の議論をよく耳にします。さまざまな意見があります。選択的夫婦別姓の最大の争点は結婚する際にお互いの名字をどう扱うか？ 結婚して家族になる「家族」をどう考えるのか？ その議論が深まってなく選択的を入れる事により個人の自由や、多様な価値観を尊重すべきと、議論の争点がズレています。本来のファミリーネームである家族の名前「名字」をどう考えるのか？ 選択的夫婦別姓を反対する立場で議論を展開します。

[陳情の理由]

選択的夫婦別姓を推進する理由として、結婚後に名前を変える事により職業活動の不利益や、自身のアイデンティティー（自己認識）を守りたい。などの主張があります。

アイデンティティーを深く考えると気がつきます。仮に日本が夫婦別姓の国だとします。父、母どちらも「別姓」だとします。祖父母も「別姓」だとします。その上の先祖も「別姓」だとします。自分の子供も別姓だとします。そのような状態で 本人のアイデンティティーはどこに帰属するのでしょうか？

一方で夫婦同姓の日本なら両親が同じ名字なら、兄弟も皆 同姓（名字）です。父方の両親、祖父母も皆同じ「名字」です。祖父の父も、その父の父も先祖は同じ「同姓」（名字）で繋がります。自分はいったい何者なのか？「家」と言う家族観のなかにアイデンティティーがあると云えます。

選択的夫婦別姓を推進する側として尋ねます。

なぜ 結婚で同姓（名字）を強要するのですか？ 同姓にしたい人は同姓にし、別姓にしたい人は別姓にすれば良い。他人は関係無いのに なぜ 個人の自由を認めないのですか？

夫婦別姓を反対する側として答えます。

自由や人権、平等、差別は誰もが否定しづらい言葉です。何でも「自由を認めよう！男女平等」そのような風潮はいずれ日本の伝統文化を壊し、日本の家族制度を破し、道徳的な社会秩序を壊し社会に弊害を与えると予測されるからです。

日本の伝統は日本の家族制度や独特な価値観や皇室であると考えます。夫婦別姓の大きな課題は子供の名字をどうするのかです。子供の気持ちを知る必要があると考えます。大人の都合より家族になる子供の気持ちを優先にする考える事が大事だと考えます。

問答 終了

### <世界の実態>

選択的夫婦別姓を導入している他の国々では、夫婦別姓により子供の虐待が増えています。なぜ、虐待が増えるのでしょうか？夫婦別姓で離婚が増えるからです。離婚後に再婚先で本人の子供と連れ子との間で、連れ子に虐待が発生します。動物行動学研究の竹内久美子さんは警鐘を鳴らしています。

### <ファミリーネーム>

夫婦別姓は戸籍制度を変える事によりファミリーネームである家族の名前を失います。家族の絆を弱め、家族制度に大きな影響を与えます。日本の家族制度が崩壊すれば、どのような弊害が予測されるのでしょうか？夫婦が別姓で、親と子が名字が違う環境では家族の意識や絆が弱まり「子供は社会全体で育てよう！」と言うでしょう。育った子供が大きくなればきっと「高齢者は社会全体で支えましょう！」と言うでしょう。家族と言う価値観が分断されれば、いずれ自分の親の面倒を見る意識も薄れ、日本は個人個人の意識の強い国家になる事が懸念されます。

### <多様性を尊重なら>

無理に世界の潮流に合わす必要は無いと考えます。それぞれの国はそれぞれの伝統・文化・価値観を持っています。各国は各国の主権があり尊重されるべきです。世界には多様な価値観、多様な結婚の形があります。夫婦同姓や夫婦別姓、同性婚や一夫多妻などの結婚もあります。個人の自由や価値観、多様性を尊重しよう！との論理で考えたのなら、選択的なら選択的夫婦別姓や選択的同性婚や選択的一夫多妻制も同じように尊重すべきです。仮に選択的同性婚や選択的一夫多妻であっても選択的でありお互いの合意で望むのなら寛容であるべきとの理由で法的な権限や根拠を与えたらどうなるのでしょうか？日本の伝統的な価値観や社会生活にも大きな影響を与え秩序が崩壊すると予測されます。

### <選択的であっても>

選択的であっても他人事で済まされない場面も起きてきます。自分の身近な人や、自分の子供や息子夫婦の孫が、選択的夫婦別姓や同性婚や複数の女性と結婚する一夫多妻を希望した場合に選択的を尊重し容認するのでしょうか？選択的を尊重し法制化を認める方に、自分の身近な人であっても反対する資格は無いと考えます。その場合は選択的を受け入れる覚悟はあるのでしょうか？

### <戸籍を廃止>

夫婦別姓を反対する理由のひとつに戸籍制度を変える必要があるからです。日本は戸籍があるので先祖が分かり嫌な思いをする人達がいる「差別が発生する恐れがある」だから戸籍制度を廃止しよう！世界には戸籍制度は無い！国籍だけで充分。夫婦別姓を認めないのは差別だ！個人の自由を認めよう！時代の変化！世界の流れ！多様性！今後そのような言葉に抵抗する事は困難になります。「世界で夫婦同姓を義務付けしているのは日本だけ！おかしいと思いませんか？そのような主張なら世界で日本だけが戸籍制度を維持しています。それもおかしいのでしょうか？日本も世界と同じように戸籍制度を廃止した方が良いと考えましょうか？選択的や多様性を主張するならなぜ日本の多様性を認めないのでしょうか？実際に日本にも戸籍制度の廃止を求めている団体が複数存在しています。

### <世論調査>

2015年の世論調査で「選択的夫婦別姓で「賛成」が67%と「反対」の26%を大きく上回りました。反対が賛成を上回っていたことから法制化への期待が社会で高まりつつある様子がうかがえます。」法制化を求める陳情書にはこのようにあります。

肌感覚でこの調査はおかしい。日本で夫婦別姓を希望する人が約7割もいるとは考えにくい。そう思い男女含め10名の方にアンケートをしました。

「あなたが結婚する際に名字を別姓を望みますか？それとも同姓を望みますか？」シンプルな質問です。結果は別姓を望む人は10人中0人でした。全員が自分は「家族になるなら同姓が良い」と答えました。

メディアの調査で夫婦別姓を約7割「賛成」との報道は国民の実態に即して無いと思われまます。「選択的夫婦別姓を賛成ですか？反対ですか？」その質問には明確な主語が無いので自分は反対だけど選択的で別姓を望む人がいればそれは個人の自由なので賛成そのように解釈されます。質問に なぜ主語を入れないのでしょうか？ 世論誘導であり印象操作のように映ります。

#### <大幅に解消>

婚姻により名前を変えた際の職業活動などで生じる不利益は、結婚前の名前の通称使用の大幅な拡大で解消されています。また、手続き上の不利益もパスポート、運転免許証、マイナンバー、銀行口座、他、既に現在 通称使用の拡大がなされています。戸籍の中に通称として〇〇と名乗る一文を付け加える案も出ています。(戸籍制度を変えない)

どうしても男性の名字が嫌で「名字を変えたく無い」と言う女性もいるでしょう。女性から男性へ「名字を変えて」と頼んでも拒まれたのなら「事実婚」の選択肢もあります。その場合、事実婚や同姓婚(パートナーシップ)で生じる不利益(遺族年金、配偶者控除、など)の無い法的整備を整える必要があると考えます。現在 事実婚の不利益は少しずつ解消されつつあります。事実婚、選択的夫婦別姓どちらも子供の名前の問題は残ります。

#### <夫婦別姓を望む理由>

男女が結婚し夫婦になり、共に家族を築くのに なぜ？ファミリーネームである家族の名前を拒み、別々の名字を名乗りたいのでしょうか？どちらのら「名字」を名乗るかはお互いで話し合って決めれば良いと考えます。親と子が名前を違う事を知り、なぜ別々の名字を望むのでしょうか？ 子供の名前はどのようにするのでしょうか？

#### <トラブルの原因に>

その他に選択的夫婦別姓は子供の「姓」(名字)をどちらの親の「姓」(名字)にするのか？争う原因でもあり、離婚が増える原因とも考えられます。兄弟でも「姓、名字」が違うことが起きる事も予測されます。兄弟で名字が違うのは不自然だと考えます。

#### <別の見方>

日本では結婚後に女性が「姓」(名字)を変える事が一般的に多い現状はあります。一方で、好きな男性と結婚し、好きな男性の「姓」(名字)と一緒に名乗り共に家族となる喜びを感じる女性はいないのでしょうか？ 男女は結婚後、仕方なく「同姓」にしているのでしょうか？「同姓、同氏」を定めた家族法は必ず男性の名字を名乗ると定めていません。男性、女性どちらの名字でも良く法律は平等にできています。どちらの「姓」(名字)を名乗るかはお互いで話し合って決めれば良い問題だと考えます。

#### <個人の自由と公益性>

少数の個人の「自由」を大事にするあまり公益性を失い社会の秩序を壊し、日本の伝統文化にも大きな弊害を与える事を懸念します。(公益とは 多くの人にとっての利益、不利益)

道路を作る際に個人の所有権を優先していたら道を作れるのでしょうか？コロナのような感染症の個人を移動の自由を優先していたらどうなるのでしょうか？寛容と公益のバランスが大事だと考えます。

先祖達が築いてきた伝統的価値観を受け継ぎ、道徳的な秩序を維持していくとにより、自由で多様性ある社会を享受することができる。(ラッセル・カーク)

<その他に夫婦別姓で予測される弊害>

①お墓の問題 個人の墓にするのか又は〇〇家の墓なら墓碑の追加や作り変えが必要となり、いずれ家系譜が分からなくなる。個人のお墓なら墓を増設する必要が発生する。お墓や先祖、親戚を大切にしようとの意識が薄れる。

②表札の問題 現在なら自宅に一つの表札で良いのが、別姓で三世帯なら自宅の表札をそれぞれの名字と名前を追加する必要が発生する。

③不倫疑惑問題 夫婦が別々の名字だと夫婦なのか？彼氏彼女なのかすぐに判断が難しく不倫？愛人？と誤解を招く。

他にも夫婦別姓だとさまざまな不便や弊害が生じるとが予測されます。

<最高裁 判決>

令和3年6月、最高裁判所は、再び、夫婦同氏制を定める民法750条の規定を合憲と判断しました。本件の判決は15名の裁判官のうち、11名が合憲、4名が違憲と判断しました。合憲派11名のうち、3名は多数意見への「補足意見」を付しています。

以上の理由で選択的夫婦別姓に反対します。